

2

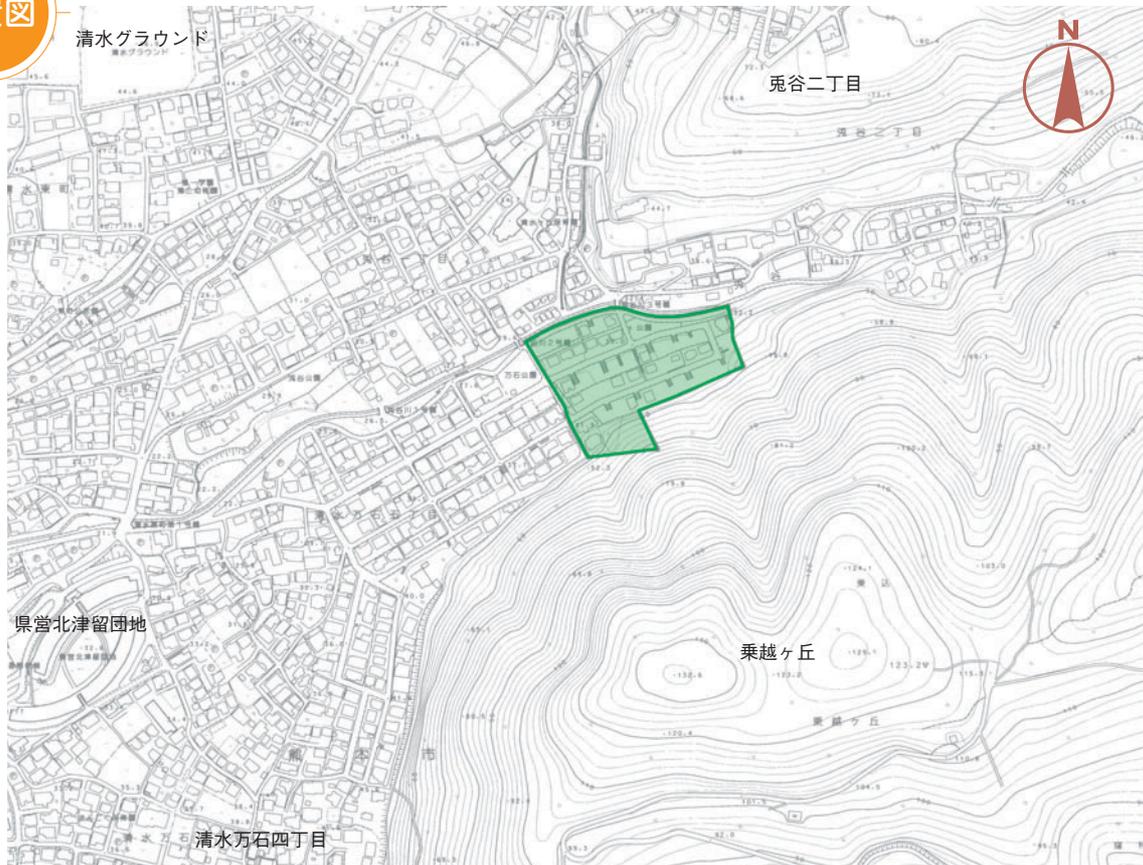
兎谷地区地区計画



本地区は、立田山風致地区の縁辺部に平成4年に開発許可を受け、造成された低層住宅団地です。立田山の風致と良好な住環境を維持・保全し、さらに緑豊かなゆとりあるまちづくりを推進するため、地区計画を定めています。



位置図



名 称		兎谷地区地区計画					
位 置		熊本市清水町大字万石字北拓、北原のそれぞれの一部					
面 積		約1.6ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区の西側は、既に土地区画整備事業により住宅地が形成されているが、現在、当該地に計画されている民間の一括宅地開発を実施することにより、良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。					
	土地利用の方針	当地区は、立田山風致地区内にあり、周辺に残された自然地と調和した良好な低層住宅地としての土地利用を図る。					
	地区施設の整備方針	都市計画法の開発許可基準に基づき、当地区の西側に位置する住宅地と一体的な区画道路、公園等を適正に配置し整備する。					
	建築物等の整備の方針	自然地と調和した良好な住環境を形成、維持する。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	摘 要	
			区画道路	6.0 m	約 340 m		
		区画道路	5.0 m	約 120 m			
		公 共 空 地	名 称	面積 (㎡)	箇所数	摘 要	
	公園		約 530㎡	1 箇所			
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>建築基準法別表第二（い）項各号に定める建築物のうち次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 同項第1号に定める住宅。但し、3戸建以上の長屋を除く。 同項第2号に定める非住宅部分の面積が1棟の延床面積の1/2未満で、かつ50㎡以下の兼用住宅。但し、3戸建以上の長屋を除く。 2戸建長屋で、第1号の住宅と前号の兼用住宅からなるもの。 2住戸の共同住宅 <p>但し、上記各号に付属する建築物の内、畜舎（禽舎を含む）は、規模にかかわらず建築してはならない。</p>				
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡				
		かき若しくは、さくの構造の制限	<p>イ. 道路に面する部分は、生垣とし高さが1.2m以下のフェンスを併用してもよい。但し、高さが60cm以下の部分は、この限りでない。</p> <p>ロ. 民有地相互間の境界の部分は、生垣又は、高さが1.2m以下のフェンスとする。但し、高さが60cm以下の部分は、この限りでない。</p>				
		建築物等の意匠、形態の制限	<p>自己の用に供する広告物、看板類で次の要件を満たすもの以外は設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一辺（脚長を除く）の長さが1.2m以内。 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が2㎡以内。 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。 				
	<p>(注) 1. この計画書中、建築基準法とは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正前の建築基準法」を言う。</p> <p>2. 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条の規定の例による。</p>						